



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

92.10.20 No. 3677

十月十五日、千葉支社において、三六協定に関する第三回目の団体交渉が行われた。
この間の基本的な対立点についての回答は「またも「安定的な労使関係をたもつためには一年間が望ましい」など、それまでと全く同じ内容の繰り返しであった。

違法な 時間外労働、休憩の 強制停止をいぞ

10月15日
団交

三六を二年結ばなければ安定的な労使関係がたもてない??

組 三六協定がなければ安定的な労使関係が保てないなどというのは、全く根拠のない言い方だ。

当 三六を結んでいない場合、雨による列車の遅延などによって訓練等をその都度勤務変更しなければならなくなる。そこから感情的な部分が出てきて、労使関係に影響する。

組 そのような言い方は詭弁であり問題のすり替えだ。まともには答えていない。

当 短期間にするとも毎月労基所に届けなければならないなど、事務手続きが煩雑になる。

組 そのような発想の仕方そのものが問題だ。そのような言い方は法の精神を受けとめていないことの証明だ。

**矛盾が噴出する
訓練の取扱い**

組 未締結中の訓練は積算で行なうとしておきながら、前勤務の終了点呼では次勤務の行路のみを確認し、訓練の確認がないというやり方は問題ではないか。

当 訓練も含めて一勤務というということをやっているの。現在訓練も含めて勤務確認をしている。

組 千葉運転区では、確認もされていない訓練時間に出勤しなかったという理由で否認すると言われている。

当 否認にはしない。

組 会社側が誤った取り扱いをしたということか。

当 終了点呼の時点で次行路の訓練を確認しなかったという事象があったのは事実だ。

組 そればかりではない。当局は、当該の運転士が訓練に遅れたということで、電話で出勤を命じている。命じた以上出勤以降の時間は待機にしなければならぬはずだ。

当 ……

組 また、一勤務と言いつつ点呼の行い方がおかしい。例えば乗務終了後に訓練を行なう場合には、終了点呼は訓練終了後でなければ一勤務にならないはずだ。

当 終了点呼については行路に対する終了点呼であり、一勤務に対する終了点呼とは考えていない。

組 そのような言い方は誤魔化しにすぎない。

「勤務変更を一切認めない」など、さまざまな取扱いのオンパレード。

組 三六未締結を理由に、多くの予備者をおきながら、年休規制が行なわれている。どのような根拠で行なっているのか。

当 正常な運行を確保するために行なっている。

組 正常な運行を確保するためとはどういうことか。

当 時期変更権を行使したのは事実だが、社員に対する配慮は行なっている。

組 社員に対する配慮どころか三六未締結を理由として、交番変更すら拒否しているではないか。

当 社会通念上妥当な理由があれば、勤務変更はさしつかえない。

組 千葉運転区で、「勤務変更は一切認めない」と通告しているのはどういうことか。

当 そのようなことはないはずだ。

組 現に行なわれているから問題にしているのだ。現場を指導せよ。

当 …… 調査する。

助役の時間外労働公休呼びだしなど違法行為が次々と

組 各現場の助役等が、勤務時間終了後に残って業務を行なったり、遅切のピラマキを行なっているのは、現場長による違法行為だ。

当 そのような事実はない。

組 (具体的な日時・氏名をあげて指摘・ひどい者は夜中の二四時すぎまで業務を行なっている)

当 …… 事実については調査する。

組 さらに、勝浦運転区では、電話で公休者の呼び出しが行なわれている。明らかな違法行為だ。

当 …… 把握していない。調査する。

反撃の火柱を

★ 営業関係強制面記転云者は
15時・千葉市民会館特別会議室
—— 独自集会 ——

★ 勤務者外全組合員は
18時・千葉市民会館山本ビル
・ 総決起集会

原職奪還 10.23 下